

国出先機関対策について

【今後行うべきこと】

- ①国、省庁の反論に対する理論武装
- ②受け皿としての広域連合の体制強化
- ③移管の具体的な手法の提示
- ④世論の醸成

【P Tの作業】

○課題の整理、3 出先機関の調査の深掘り

- ・ 省庁の自己仕分け（出先機関の事務・権限仕分け）に対する反論の整理
- ・ 想定される（省庁の）移管反対理由に対する反論の整理
- ・ 意思決定過程における出先機関と本省との関係、役割分担の実態の把握
- ・ 独立行政法人、空飛ぶ補助金などとの関係の実態の把握
- ・ 広域連合のガバナンス、マネジメントのあり方の検討
- ・ 財源移管、人員取扱いに関する具体的な手法の検討
- ・ 国の出先機関の移管を受けた場合の具体的な効果の整理 等

○国、省庁との協議

○各府県、広域連合議会との調整 など

【国（内閣府）の想定スケジュール】

7月上旬 アクション・プラン推進委員会

〈7月 基本的枠組みの検討〉

8月上旬 地域主権戦略会議（基本的枠組みの決定？）、国と地方の協議

〈8～9月上旬 各省庁との調整〉

9月中旬 地域主権戦略会議（移管対象範囲の決定？）

〈9月下旬～ 各省庁との調整、法案準備等〉

24年1～3月 法案提出

【想定される3省の反論】

- ① 3機関に絞り込まれた理由が不明。
- ② この間の震災対応などで時間が足りない。無理なスケジュールでは、まとまるものもまとまらない。
- ③ 事務権限は再度仕分けが必要。
- ④ 国の関与は当然必要。
- ⑤ 全国一律の基準が求められる事務などをきちんとやってくれるのか。
- ⑥ 今回の大震災のような緊急時にも臨機応変に適切に対応できるのか。
- ⑦ 広域連合の構成府県から脱退者が出たり、事実上の離婚状態になったら困る。
- ⑧ ユーザーに大きな影響が生じないようにステークホルダーの意見も聞くべき。等

【次回 アクション・プラン推進委員会で主張すべきこと】

- 広域連合で責任をもって国出先機関の事務・権限を引き受けるので、所要の法・制度改正を強力に進めていただきたい。
- PTの調査・ヒアリング等に省庁・出先機関が協力するように指示願いたい。
- 3機関の移管は第1ステップに過ぎない。他の機関の移管もいずれ求める。
 - ・ 広域連合に移管される事務は、原則として自治事務であること。
(機関委任事務の復活は認めない)
 - ・ 国の関与は、現行地方自治法で許容される必要最小限であるべき。
 - ・ 補助金の交付事務などは一貫して地方に委ねるべき(本省権限の一部も移管)。
 - ・ 大震災の被災地支援も、関西広域連合は「カウンターパート方式」で適切に対応している。

<3機関の移管を求める理由>

経済産業局：中小企業支援策を中心に広域連合や府県事務との関係が深く、移管により地域で総合的な産業施策を展開できる。

地方整備局：全国知事会が最重点分野と位置付けた直轄国道・直轄河川など住民生活に直結する基本的なインフラ整備を行う機関。

環境事務所：山陰海岸国立公園の管理などを担う機関で、関西広域連合が担う観光振興(山陰海岸ジオパークの推進)にも密接に関連。移管により景観保全や地域振興など総合的な行政が可能に。